（保育所等施設に関する技術的基準）

第二十四条　法第二十条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一　保育所等施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること。

二　保育所等施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること。

三　保育所等施設が地階を有する場合にあっては、その地階の部分の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造に支障を及ぼさないものとすること。

四　保育所等施設の占用の場所は、都市公園の広場又は公園施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。次号において同じ。）内とすること。

五　都市公園の広場内に保育所等施設を設置する場合にあってはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、公園施設である建築物内に保育所等施設を設置する場合にあってはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を超えないものとすること。

六　保育所等施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ　当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ　工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ　工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第六条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第十九条の二第四項第二号の利息に相当する額）

第二十一条　法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

平成二十八年三月三十一日以前	年一・七パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年二・四パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年二・八パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年三・一パーセント
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	年三・七パーセント
平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで	年四・一パーセント
平成三十六年四月一日以後	年四・二パーセント

第五条を第十九条とし、第四条を第十三条とし、同条の次に次の五条を加える。

（法第十四条の二の政令で定める基準）

第十四条　法第十四条の二の政令で定める基準は、医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可（第一号において単に「認可」という。）の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであって、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　認可の申請に係る理事が、二年以上医療法人の理事としての経験を有する者であること。

二　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人であること。

三　医療法第四条第一項に規定する地域医療支援病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）により良質な医療を提供するための業務の運営が確保されていると認められた病院を開設しているものであること。

（法第十六条の三第一項の政令で定める業務）

第十五条　法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一　炊事

二　洗濯

三　掃除

四　買物

五　児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）

六　前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の三第一項の政令で定める要件）

第十六条　法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。

二　家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

三　家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の三第一項の政令で定める基準）

第十七条　法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。

二　国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

三　本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。

四　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者